

7 学生生活

学生生活に関しては、この項及びキャンパスブックを参照してください。

(1) 各種手続窓口等

① 手続き窓口

	区 分	担当窓口, 提出・交付場所	時 期	備 考
履 修 関 係	学生便覧	新入生オリエンテーション		4年間使用する。
	授業時間割表	新入生オリエンテーション (新入生)		単年度使用
		学科オリエンテーション	3月	単年度使用
	受験延期願	学務部学務企画課 教養教育グループ	試験前日迄	診断書等添付(教養教育科目)
	仮受験票の交付申請	学務課工学部担当	試験当日	
単位認定願	入学時(1年次) 別途掲示		入学前の既修得単位 外部検定試験	
学 籍 関 係	学生証の交付	入学式会場	入学式終了後	
	学生証の紛失届	学務部学務企画課	随時	紛失・盗難等の場合、再発行 手数料が必要
	学生証の再交付申請	学務企画グループ	随時	
	現住所、帰省先、保証人等 変更、改姓届	学務課工学部担当及び 自然系研究科等会計課	随時	
	休学、退学、復学願、 他大学・学部等受験許可願	学務課工学部担当	随時	
	転学科願・転コース願		2月15日迄	
	欠席届		随時	連続して1週間以上欠席する 場合提出(診断書等添付)
公欠届		随時	後述の「(4) 学生の通学が困 難となる事由が発生した場合 における授業等の取扱いにつ いて」を参照。	
証 明 書 関 係	通学定期乗車券発行控 (通学証明書となるもの)	学務部学生支援課	即時発行	通学定期券購入時に必要なも のです。学生証持参
	学生生徒旅客運賃割引証 (学割証)	(和文)学務課工学部担当 事務室内及び一般教育棟	即時発行	和文のみ
	在学証明書(英文を含む)	A棟1階の証明書発行パ ソコン(学生各自が操作)	即時発行	ただし、機械システム系学科 4年生については、申請書に より申込、翌日午後発行
	成績証明書(英文を含む)	(英文)学務課工学部担当	即時発行 (ただし、英文証 明の場合は、日 数が掛ります。)	
	卒業見込証明書(英文を含む) *4年次のみ発行可能			
健康診断書	保健管理センター	申込日の翌2日 後の午後	定期健康診断受診者のみ	
授 業 料 ・ 奨 学 金	授業料	自然系研究科等会計課	前期分4月 後期分10月	指定期日に指定の預貯金口座 から口座振替
	授業料免除、同徴収猶予	学務部学生支援課	申請時期等については、学務部、工学部学生 掲示板により周知するので注意しておくこと。	
日本学生支援機構、 その他の奨学金	申請時期及び学生通知事項は、学務部、工学部 掲示板により周知するので注意しておくこと。			
そ の 他	学生教育研究災害傷害保険		新入生は入学時 在学生は随時	所定の振込用紙により郵便局 へ払い込む。
	工学部テニスコート使用願	学務課工学部担当	14時20分から受 付(先着順)	平日のみ 14:20~17:15使用可
	中国・四国地区国立大学共 同研修所(大山)利用申込		利用の場合は、事前に左記へ相談してください。	

② 掲 示

学生に対する公示，通知，連絡及び指示等は，すべて掲示により行います。見落としのないよう，1日に何度かは掲示板を見るように心掛けてください。

なお，緊急を要する時は，直接電話で連絡する場合がありますので，現住所・電話番号等を記載する書類には携帯電話の電話番号も記載してください。

掲示場所

工学部学生周知用掲示板：工学部1号館1階(第1・第2講義室前)，各学科掲示板

全学の学生周知用掲示板：一般教育棟1階掲示板

③ 学生相談等

学生生活を送る中で，学修上又は生活上で困ったり，悩みがある時，事件等の被害にあった時には，それぞれ担当がいますので，気兼ねなく相談してください。

工学部

学修に関すること：1～3年次生は，各学科の教務委員又はアドバイザーに相談。

4年次生は，指導教員に相談。

学生生活に関すること：1～3年次生は，各学科の学生生活委員又はアドバイザーに相談。

4年次生は，指導教員に相談

セクシュアル・ハラスメントに関すること：セクシュアル・ハラスメント相談員

全般に関すること：学務課工学部担当へ相談

全 学

学生生活全般：学生相談室〔一般教育棟C棟1階（東側）〕

電話：086-251-7169 E-mail：nayami@cc.okayama-u.ac.jp

なんでも相談窓口〔一般教育棟A棟2階東側事務室〕

電話：086-251-7182 E-mail：nayami@cc.okayama-u.ac.jp

病気・けが等：岡山大学保健管理センター E-mail：hokekan1@cc.okayama-u.ac.jp

(2) 授業料及び奨学金

① 授業料

前期分と後期分の2期に分けて4月と10月に納入しなければなりません。本学では，指定の預貯金口座から引き落とす「口座振替」による納入としています。口座振替日は，前期分4月25日，後期分10月25日（振替日が金融機関休業日となる場合は，翌営業日）となります。

なお，前述の期限に納入のない場合は，以後納入の催促（2回）を行い，当該年度末（3月31日）までに授業料が納入されなかったときは，翌年度4月1日付けで除籍となります。

② 授業料免除

特別な事情により授業料の納付が著しく困難な者に対しては，授業料免除，徴収猶予の制度があります。この制度により，授業料免除等を希望する場合は，所定の申請手続きが必要です。

申請の時期，方法については，掲示等により周知されますが，詳細等は学務部学生支援課へお問い合わせください。

③ 奨学金

本学では，日本学生支援機構，地方公共団体及び民間団体の奨学生を募集します。

申請の時期，方法については，掲示等により周知されますが，詳細等は学務部学生支援課へ尋ねてください。

ただし，外国人留学生に係る奨学金については，国際センターへお問い合わせください。

(3) 健康・安全管理・事故防止等について

① 健康

本学では、全学生を対象に、保健管理センターで毎年定期健康診断を実施していますので必ず受診するとともに、常日頃の健康管理に各自注意をはらってください。また、放射線同位元素（I R）等を取り扱う学生を対象に、I R健康診断が実施されていますので、該当する学生は必ず受診してください。健康診断の実施時期等については、掲示により周知します。

なお、保健管理センターでは、健康診断のほか、各種の健康相談等も行われていますので、気軽に利用してください。利用に当たっては、すべて無料です。

② 事件、事故等の防止

大学は自由だといわれますが、「自由」＝「何をしてもよい」ということではありません。自分自身で決断・行動できるということは、行動の責任を自分自身が持つということです。トラブル等に遭遇しないためには、責任感と自覚を持って、以下のことに注意して行動してください。

また、新入生オリエンテーション時に配布される「キャンパスブック」等もよく読んで理解してください。

1) 災害補償の制度

正課中、学校行事中、通学中、課外活動中等において、身体に障害を被った場合の災害補償制度として「学生教育研究災害傷害保険」があり、全員入学時に加入することを奨励しています。

補償：

ア 学生教育研究災害傷害保険：

正課、学校行事、課外活動中に傷害等を被った時補償（本人補償のみ）

イ 通学特約：

通学中に傷害等を被った時補償（本人補償のみ）

ウ 付帯賠償責任保険：

正課、学校行事、課外活動、通学中等に、他人の身体等に傷害又は他人の財物を損壊させ、賠償責任を負った時補償（インターンシップ、教育実習中を含む。）

加入は、ア、イ、ウのすべてに加入するようにしてください。（保険料合計4年間4,660円）詳細は、学務部学生支援課へお尋ねください。

2) 授業（実験、実習）及び研究中の事故防止

工学部学生は、学年が進行するに従って、実験・実習が多くなります。その中で、危険物、劇物、特殊機器・設備等を取り扱う機会も増えてきます。それぞれには、固有の危険要因が含まれており、取扱いの際には万全の安全に対する認識と予防策が必要です。

こうしたことから、工学部では「工学安全教育」というテキストを作成し、安全に関する講義を行います。テキストについては必ず熟読し、「工学安全教育」の講義はもちろん、その他の実験・実習においても、指導教員等の指示に従って実験・実習が安全に行われるようにしてください。また、その冊子には火災・地震発生時等の心得も掲載されていますので、参考としてください。

(4) 学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

以下①～④の事由については、休講、出席停止、公欠、準公欠等のいずれかの対象となりますので、必要に応じて手続きを行ってください。

なお、詳細については、岡山大学ホームページ「気象警報・インフルエンザに罹患した場合などの授業等の取扱い（公欠、休講）について」を参照してください。

URL：<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/kouketsu.html>

① 気象警報が発表された場合等における休講措置について

台風等により、「岡山地域（岡山市，瀬戸内市，玉野市，及び吉備中央町（いずれかの市町村に気象警報が発表された場合を含む））」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」へ岡山地方気象台から以下に挙げる気象警報が発表された場合における岡山大学の授業（定期試験を含む。）の取扱いは，次のとおりとします。

1) 対象となる気象警報（以下「警報」という。）は，次の3種類のいずれかとします。

- ア) 暴風警報
- イ) 暴風雪警報
- ウ) 大雪警報

2) 授業の取扱い

ア) 休講となる場合

A 警報が，午前6時から午前8時40分（授業開始時刻）までに出ている場合は，全ての授業を休講とします。

B 警報が，午前8時40分までに解除されても，全ての授業は休講とします。

C 授業開始後に警報が出された場合は，次の時限以降の授業を休講とします。

イ) 上記の休講措置の対象とならない警報や局地的な災害発生で交通機関が運休する等により登校が困難な場合は，所定の手続きの上，受講できなかった授業を公欠扱いとします。

ウ) 上記の措置により，休講となった授業の補講及び公欠扱いとした場合における授業の取扱いは，⑤のとおりとします。

② 感染症に罹患した場合について

1) インフルエンザなど特定の感染症に罹患した場合は出校できないので，そのことを学務課工学部担当（251-8018，8019）へ電話連絡すること。（休日等で病院で診察後も平日に電話連絡してください。）

2) 診断結果が陽性（インフルエンザなど）の場合は，公欠になりますので，病名，罹患期間を記載した治癒証明書を持参して所定の手続きを行ってください。

③ 裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合等について

1) 学生が裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合準公欠となりますので，裁判所の発行する裁判員の職務に従事した期間の証明書を持参して所定の手続きを行ってください。ただし，選任手続期日に裁判所へ出頭し，裁判員に選任されなかった場合の準公欠の届出は，「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」に，当日出頭したことの証明を受けたものを持参し，所定の手続きを行ってください。

2) 1) に掲げるものの他，証人，参考人等として官公署へ出頭するために出席できなかった授業については，届出により，準公欠扱いとなりますので，官公署の発行する当該用務に従事した期間の証明書又はその事実を証明する文書等を持参して所定の手続きを行ってください。

④ 親族が死亡した場合（忌引き）について

次に掲げる親族の死亡に伴い，葬儀などに出席するため授業を欠席する場合，忌引きとして公欠扱いとなりますので会葬礼状を持参して，所定の手続きを行ってください。

ア 配偶者

イ 1親等（父母，子）

ウ 2親等（祖父母，兄弟姉妹，孫）

⑤ 休講となった授業の補講及び公欠の取扱い

1) 休講となった授業については，後日補講を行うものとします。

2) 公欠及び準公欠扱いとした場合は，原則として補講は行わず，授業担当教員の判断により当該授業の学習に相当する学習を課すものとします。

3) 公欠扱いの届出は，「公欠届」を必要書類とともに学務課工学部担当に提出してください。

4) 準公欠扱いの届出は，所定の様式に記載のうえ，必要書類とともに学務課工学部担当に提出してください。

(5) 不正行為等の取扱いについて

既に、「表彰・懲戒」及び「試験及び評価の方法等」の項でも説明していますが、さらに以下のとおり説明します。不正行為等があった場合は、厳しい処分を受けることとなりますので、学生としての本分を自覚して、規律正しく学生生活を送ってください。

処分に該当する不正行為等

1) 退学又は停学

- ア 本学の秩序を乱し、授業・研究を妨げるような行為を行った場合
- イ 本学の学生として、学内外において重大な違法行為を行った場合
- ウ 本学が実施する試験において不正行為を行った場合
- エ 学則その他本学の諸規則に違反する行為で悪質な場合

2) 訓 告

- ア 本学が実施する試験において、不正行為を行おうとした場合及び監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と判断された場合
- イ 本学の学生として、学内外において違法行為を行った場合
- ウ 学則その他本学の諸規則に従わない行為で軽微な場合

3) 謹 慎

明らかに退学又は停学処分に該当する場合は、処分決定までの期間行われる処分

4) 厳重注意

教育的指導を要する行為があった場合

岡山大学で定めている処分の標準的な基準は、以下に示すとおりですが、個々の事情によっては、重い処分が課されることがあります。

《学生の懲戒に関する指針（抜粋）》

- 1 学生の懲戒は、教育指導の観点から行うものとする。
- 2 懲戒の種類及び内容を決定する際の目安は、次のとおりとする。
 - ① その行為が悪質で、かつその結果が重大な場合 ……退学又は停学
 - ② その行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合 ……停学又は訓告
 - ③ その行為の悪質性は軽微であるが、その結果が重大な場合 ……訓 告
- 3 行為の悪質性は、行為の態様、行為に至る動機及び故意又は過失などの学生の主観的態様、過去の懲戒歴等を勘案して判断するものとする。
- 4 結果の重大性は、被害者に与えた損害の程度（人身損害か物的損害かなど）及びその行為が他の学生並びに社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。
- 5 懲戒の標準例は次のとおりとする。ただし、個々の事情によっては、標準例以外に懲戒が課される場合がある。

なお、標準例に掲げられていない行為についても、懲戒の対象となりうる。

 - ① 強盗、強姦などの凶悪な犯罪行為を行った場合 ……退 学
 - ② 万引き、他人を傷害するに至らない暴力行為などの犯罪行為を行った場合 ……停学又は訓告
 - ③ 痴漢行為（のぞき見、盗撮行為などを含む。）を行った場合 ……停学又は訓告
 - ④ セクシュアル・ハラスメントに当たる行為 ……停学又は訓告
 - ⑤ 人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が飲酒運転や暴走運転など悪質なとき ……停学又は訓告
 - ⑥ 飲酒運転、暴走運転などの交通法規違反を犯した場合 ……停学又は訓告
 - ⑦ コンピュータの不正利用を行った場合 ……停学又は訓告

《試験における不正行為等の取扱い（抜粋）》

- 1 退学又は停学は、次に掲げる不正行為を行った場合とする。
退学
① 代理（替玉）受験をしたり、させた場合
② その他特に悪質な不正行為をした場合
停学
① 許可されていないノート及び参考書等を参照した場合
② 答案を交換した場合
③ その他不正行為を行った場合
- 2 不正行為を行った者には、直ちに解答を止めさせ、試験終了まで当該試験室で待機させる。ただし、試験実施上、他の受験者に迷惑を及ぼすと判断される場合は、退室を命じ、試験終了まで、所属学部等の教務担当事務で待機させる。
- 3 不正行為が判明した場合、当該学生の所属する学部長は、当該学生に対し直ちに謹慎を命ずる。
- 4 不正行為が判明した場合は、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学生が当該学期に履修登録している全ての授業科目（通年で開講する授業科目を含む。）の単位は認定しない。
- 5 共謀の不正行為にあつては、依頼者及び被依頼者とも原則として同一の処分とする。
- 6 停学期間は、3月を超えるものとし、始期は不正行為のあった日の翌日とする。
- 7 第2項の取扱いは、不正行為を行おうとした場合又は試験室において監督者の注意若しくは指示に従わない場合に準用する。
- 8 前項の場合における当該学生の当該授業科目の単位は認定しない。

(6) セクシュアル・ハラスメントについて

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意志に反して、性的な性質の言動を行い、相手を不快にさせたり、傷つけたりする行為を指します。大事なのは、行為をした側の価値基準ではなく、受けた側（被害者）がその行為をどう受けとめたかということです。

このような性的な嫌がらせの加害者は、被害者に対して相対的に強い立場にある場合（例えば、教員と学生、先輩と後輩）が多く、そのため被害者が嫌がらせに抗議したり、拒否したりできないことが問題となります。ただし、同級生同士又は同性同士など、一見対等な関係にある間柄でも、相手の望まない性的言動を強要すれば、セクシュアル・ハラスメントとなります。

もし、あなたがセクシュアル・ハラスメントを受けていると思ったら

- 自分を責める必要はありません。勇気を出して、「やめて下さい」「困ります」などと自分の気持ちを相手に伝えてみましょう。
- 信頼できる身近な人や、大学の相談員に相談しましょう。自分が不快に思っていることが、セクシュアル・ハラスメントといえるかどうかわからない場合でも、一人で悩むより、他の人の意見を聞きましょう。
- 自分が受けた、セクシュアル・ハラスメントと思われる行為について、それを受けた日時、場所、行為の内容、第三者が居合わせたかどうかなどについて、なるべく詳しい記録を取っておきましょう。

本学では、セクシュアル・ハラスメントに関する相談や苦情を受け付ける相談員の制度を設けています。（相談員名簿：<http://www.okayama-u.ac.jp/user/sex-hara/>）また、学務課工学部担当、学務部学生支援課も相談の窓口になっています。相談の際のプライバシーは守られ、

相談したことで不利益を被ることはありません。

セクシュアル・ハラスメントを防ぐために

大学の中で優位の立場にある人（学生に対する教職員，後輩に対する先輩など）は，自分より弱い立場の人が何を不快に思うか，といったことに敏感でなければなりません。

セクシュアル・ハラスメントに第三者として立ち会った場合も，見過ごさず，被害者の立場に立って考え，相談にのってあげることが大切です。

セクシュアル・ハラスメントの背景には，社会の中で構造化された性差別の問題があります。一人一人の意識改革と小さな努力の積み重ねで，セクシュアル・ハラスメントをなくしていきましょう。

(7) 自動車・バイクでの通学について

自動車及びバイクでの通学は許可制になっています。無許可での構内乗り入れや不法駐車は，厳に慎んでください。不法駐車車両は，パーキングロックにより施錠されます。

駐車許可，駐車場料金等の詳細は掲示及びホームページにより周知しますので，必ず確認してください。なお，駐車場には限りがあるため申請基準を満たしていても，必ずしも許可がおりるとは限りません。

自動車通学・バイク(自動二輪・原付)通学：原則4年生以上で，通学距離等による

その他，交通事故防止，騒音防止等の関係から，登校後の自動車等での学内移動についても，厳に慎んでください。

(注) 学内の駐車場は有料となっており，許可を受けた学生のみ使用できます。